

安八町告示第138号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年7月3日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書（以下「請求書」という。）〕について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年8月3日

安八町監査委員  
安八町監査委員

清 伸二  
碓井 昭夫



記

第1 監査の請求

1 請求人



2 請求書の受付

令和2年7月3日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。  
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、令和元年7月12日に支出した、御祝（5000円）を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成31年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成31年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和2年2月22日付 情報公開請求書
4. 伺い 支出命令の取り消しについて  
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)
5. 伺い 支出命令の取り消しについて

(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)

6. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシー代)の戻入について(戻入金額175,250円)

## 第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年7月7日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

## 第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、監査委員は、安八町長に対し、令和元年7月12日に支出した、御祝(5000円)を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

このことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

⑬

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年7月27日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、新たな証拠として追加書類1点を提出したうえで、概ね次のような趣旨の陳述をした。

- (1) 本件請求に係る公金の支出について、民間企業に対して交際費を支出することについてその目的が明確でなければ違法若しくは不当な公金の支出となりえる、その支出が事実なのか、どのような目的の支出であったのか、その目的は達成されたのか、またその結果がどのように町政に反映されたのか検証されなければならない。
- (2) 過去にも本件請求に係る公金の支出と同様な支出があるのであれば、監査委員は定例の監査のときにはっきりと指摘すべきである。

- (3) 本件請求に係る公金の支出について、(1) にいう検証ができない場合は事実証明書④、⑤、⑥と同様の取り扱いをするべきである。
- (4) 過去の安八町職員措置請求監査結果通知書別紙に示されている限定的な部分のみを取り上げ、民間企業の例を挙げて行政における監査のあり方について指摘した。

なお、監査対象課（議会事務局）の陳述は、担当職員が欠席であったため、取り止めた。

## 2 監査の実施

### (1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に発生していたのか否かについて、令和2年7月27日に監査を実施した。

### (2) 監査対象課

監査対象課を議会事務局とし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

## 第5 事実関係の確認

### 1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 令和元年6月12日（水）午後4時00分から、XXXXXXXXXXで「XXXXXXXXXX60周年記念式典・祝宴会（以下「式典・祝宴会」という。）」が開催された。

- (2) 安八町議会議長（以下「議長」という。）は、平成31年3月22日にXXXXXXXXXX代表取締役会長及び同社代表取締役社長から、式典・祝宴会の案内を受けており、(1) にいう式典・祝宴会に出席した。

なお、XXXXXXXXXX代表取締役会長及び同社代表取締役社長からの式典・祝宴会の案内は、議長をはじめ、安八町長、地元選出衆議院議員、地元選出岐阜県議会議員、大垣市長、大垣市議会議長、その他民間企業の代表者ら計125名に書面にてされた。

- (3) 議長が式典・祝宴会に出席する目的は、直接町民によって選挙された議会の構成員の代表という立場で、安八町内における既存企業の振興をはじめ、新規企業の誘致などによる新たな活力の創造、雇用機会の拡充など地域の活性化に関する

意見や要望等を直接聴取するため、又、安八スマートインターチェンジの効果を最大限に活用して企業誘致の可能性を広げ、雇用の創出、既存の産業の底上げを積極的に推進するためには、地域産業の活性化を目的として式典・祝宴会に出席している出席者らの理解と協力が必要不可欠であると考えていたことから、当面における官民協働のまちづくりの課題等につき意見交換をすることであった。

(4) 議長は、(3)の目的を持って研修会に出席し、請求書中、事実証明書②にて示されているとおり、会費として5,000円を支払った。

(5) 議長は、研修会の機会を利用して(3)の目的を達成した。

## 第6 判断に当たっての関係法令等について

### 1 行政実例

交際費の一般的意義及び具体的意義について、一般的には、対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行に必要な外部との交際上要する経費で、交際費の予算科目から支出される経費である。

(昭和28年7月1日自行行発第200号千葉県総務部長あて行政課長回答)

### 2 議長交際費の支出基準

議長が、議会を代表して外部の個人又は団体との交際に要する経費の支払いをすることについて、交際費の種別、支出範囲その他支出基準が規定されている。

### 3 地方公務員法第3条第3項第1号

特別職に属する地方公務員について、就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職である旨が規定されている。

### 4 法第103第1項

普通地方公共団体の議会は、議員の中から議長及び副議長1人を選挙しなければならない旨が規定されている。

### 5 法第104条

普通地方公共団体の議会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表する旨が規定されている。

## 第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「令和2年2月22日付にて、令和元年6月12日御祝  
60周年記念式典・祝宴会に関する「この会の出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面」、「この会の目的が達成されたことを証する書面」、「この会の結果がどのように町政に反映されたか分かるもの」について情

報公開請求をしたところ、決定期限を過ぎた現在でも公開が決定されず書類の確認が不可能である。」との事実を前提に、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。なぜなら、公費を支出する以上はこれらの書類を作成し会の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならないことは言うまでもない。また、本件に関する復命されたものが何も残っていなければ本当に「御祝金」を渡したのか、についても疑義が生ずるものとなる。また、そもそも民間企業である [ ] に公費より御祝金を渡すこと自体が不適切で疑義が持たれるものである。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料（タクシー代）の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、議長が記念式典・祝宴会に出席することについて検討した。

安八町議会の代表者である議長の職務遂行は議会議員とは違い、その立場において勤務時間に概念がなく、土日祝日又は昼夜を問わず公務が優先される。

また、その範囲は広範である。

上記、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(3)のとおり、議長は記念式典・祝宴会の機会を利用して、安八町内における既存企業の振興をはじめ、新規企業の誘致などによる新たな活力の創造、雇用機会の拡充など地域の活性化に関する意見や要望等を直接聴取しており、又、安八スマートインターチェンジの効果を最大限に活用して企業誘致の可能性を広げ、雇用の創出、既存の産業の底上げを積極的に推進するためには、地域産業の活性化を目的として式典・祝宴会に出席している出席者らの理解と協力が必要不可欠であると考えていたことから、当面における官民協働のまちづくりの課題等につき意見交換を行っている。

つまり、議長が式典・祝宴会に出席することは、議会の代表にあたる者として、式典・祝宴会の出席者らと相互理解や懇親を深めるためにも有意義なものであり、かつ、将来にわたる式典・祝宴会の出席者らの協力を確実なものにする効果が期待できる。

また、議長として、地域産業の活性化に重要な役割を果たしている式典・祝宴会の出席者らに対し、敬意をもって接するべきものであり、式典・祝宴会の出席者らと相互理解を図り、懇親の実を深め、今後の協力を期待する機会として式典・祝宴会に出席することも社会通念上の相当性が認められる。

これらの事情等を総合すると、議長が式典・祝宴会に出席したことは、議長として適切な行為であり、公務として評価すべきものと解するのが相当だと判断した。

以上のことから、式典・祝宴会の機会を利用して式典・祝宴会の出席者らから、安八町内における既存企業の振興をはじめ、新規企業の誘致などによる新たな活力

の創造、雇用機会の拡充など地域の活性化に関する意見や要望等を直接聴取すること、又、当面における官民協働のまちづくりの課題等につき意見交換をすることは、安八町議会の代表である議長の職務の範囲内であり、行政実例（昭和28年7月1日自行行発第200号千葉県総務部長あて行政課長回答）による交際費の解釈に沿って、議長交際費の支出基準に基づき、公務である式典・祝宴会の出席に付随して支出された本件請求は、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由にて、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。」としているが、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、監査対象課から提出を受けた資料や関係職員から聴取した事情に併せて、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

#### 第8 監査委員の意見

なし。